

第 5 回外郭団体見直し検証専門部会 結果整理表
(H 1 9 . 6 . 2 1)

1 改革基本方針の修正の方向性を決定したもの（次回専門部会で報告書案を審議）
（修正しない 1 団体、修正する 7 団体）

団 体 名	改革基本方針修正の方向性
建築住宅センター	耐震強度偽装問題対応のため、2～3年間県職員を派遣。
テクノ財団	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
住宅供給公社	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。
林業公社	「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
暴力追放県民センター	「県関与の継続」 ・活動に支障を生じないよう財政的支援を実施。
消防協会	「県関与の継続」 ・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討。
信用保証協会 農業信用基金協会	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない。)

2 次回、更に検討するもの

団体名	所管部局及び団体の主張	主な検討事項、論点
社会福祉事業団	事業団改革のため、本部に2年間県職員を派遣。 西駒郷に必要な間県職員派遣、財政的関与。	財政支援を継続する年数を明示する。
文化振興事業団	管理職を担うプロパー職員が育成されるまで、おおむね5年間県職員(管理職)を派遣。	県の文化行政における事業団の位置付けを明らかにする。(その検討スケジュールを示す。) 指定管理者に文化行政の中心的な役割を担わせるのはおかしい。 事業団の公益法人としての役割を明らかにしないと、単なる箱物管理だけの法人になってしまう。

団体名	所管部局及び団体の主張	主な検討事項、論点
中小企業振興センター	産業振興戦略プランにより増加する事業を具現化し、プロパー職員等による推進が可能となるまで必要な県職員を派遣。	基本方針を変更して、県の関与をしっかりと継続していくことを含めて、県とセンターとが連携して行う業務の推進方策を明らかにする。
農業担い手育成基金 農業開発公社 農業会議	「これまで実施してきた事務局統合などの効率化された体制を今後も継続することとし、統合は実施しない。」	担い手基金の業務内容が低調ではないか。業務の推進のあり方を再検討すべき。
長寿社会開発センター	「県関与の継続」 ・老人大学をセンターへ委託。 ・県職員派遣、人件費補助は継続するもの他団体との事務局統合により事務局体制を整備。	老人大学と他のセンター業務の「一体運営」とはどういうことか更に具体的に説明を。 県と市町村が連携した施策推進ができないか。
土地開発公社	「存続」 ・組織・人員体制のスリム化（新規の職員採用は行わず、業務量が増える場合は県からの派遣等で対処）	土地公の持つ機能・制度を活用することを前提とした場合に、今後の土地公の必要人員とそれをどのような方法（プロパー、県派遣、OB活用等）で業務量に応じて変化させられるかを説明する。
道路公社	「団体の廃止時期の変更」 ・H38 事業期限到来 ・県出資金（219億円 - 30億円程度）を県に返還。	経済波及効果の算出ができないか。
下水道公社	「県関与の一部継続」 ・プロパー職員の育成を進め、県職員派遣は、おおむね5年後に廃止。 ・流域下水道の管理業務は、引き続き公社に委託。	民間に業務を更に移していくという方向性で、どこまでできるのか、そのアクションプランを示してもらいたい。

全体（基本的に了解の8団体を含む。）を通じて、県職員派遣の年数を明示することが必要。